



平成27年8月17日

各 位

会社名 日本 P C サービス 株式会社  
代表者名 代表取締役社長 家 喜 信 行  
(コード番号:6025 名証セントレックス)  
問合せ先 取締役 管理部長 赤 井 進 二  
(TEL 06-6734-7722)

## 「内部統制システムの基本方針について」の一部改定に関するお知らせ

当社は、平成27年8月17日開催の取締役会において、「内部統制システムの基本方針について」を一部改定することを決議いたしましたので、下記のとおり改定後の内容をお知らせいたします。

これは、「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)及び「会社法施行規則等の一部を改正する省令」(平成27年法務省令第6号)が平成27年5月1日に施行されたこと、並びに平成27年7月15日付「V SYSTEM PTE LTDの株式の取得(子会社化)に関するお知らせ」及び本日付「有限会社有明電子サービス及びテクニカル九州株式会社の株式の取得(完全子会社化)に関するお知らせ」にて公表しましたV SYSTEM PTE LTD、有限会社有明電子サービス、テクニカル九州株式会社の子会社化に伴い連結決算に移行することを決定したために改定するものです。

### 記

#### 内部統制システムの基本方針について

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、内部統制システムの基本方針を以下のとおり定め、業務の適正性を確保するための体制の整備に努めております。

- a. 当社及び当社子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- ① 当社及びグループ全体に影響を及ぼす重要事項については、当社取締役会において協議し決定する。また、各取締役は、取締役会において定期的に職務の執行状況を報告する。なお、取締役会は「取締役会規程」に基づき原則として月1回開催する。
  - ② 当社及び当社子会社の監査役は、自社の取締役会への出席、業務執行状況の調査等を通じて取締役の職務執行が法令及び定款に適合することを検証し、監視機能の実効性向上に努める。
  - ③ 当社は、当社代表取締役社長を委員長とする「リスク・コンプライアンス委員会」を設置し、コンプライアンスリスクに関する重要な問題の審議の実施、及びコンプライアンス体制の構築・維持・向上を図るとともに、当社及び当社子会社の取締役及び使用人への啓蒙に努める。
  - ④ 当社は、「内部通報制度」に基づき、法令・社会規範等の違反行為等の早期発見、是正を目的として、社内外に匿名で相談・申告できるリスク・コンプライアンス相談窓口を設置し、効果的な運用を図る。

b. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 株主総会及び取締役会の議事録、経営及び業務執行に関わる重要な情報について、法令及び「文書管理規程」、「稟議規程」等の関連規程に従い、適切に記録し、定められた期間保存する。
- ② 「文書管理規程」、「稟議規程」等の関連規程は、必要に応じて適時見直し改善を図る。

c. 当社及び当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 各事業部の責任者は、管轄業務に関する適切なリスクマネジメントを実行するとともに、事業活動に重大な影響を及ぼすおそれのあるリスクについては、経営会議、リスク・コンプライアンス委員会等で審議しリスク管理を行う。
- ② 当社代表取締役社長をリスク管理の総括責任者として任命し、各担当取締役と連携しながら、リスクを最小限に抑える体制を構築する。
- ③ 有事の際は、「リスク・コンプライアンス委員会規程」、「緊急リスク対策本部運営規程」に基づき、当社代表取締役社長が直ちに緊急リスク対策本部を設置し、規程に準拠した体制を整備するとともに、必要に応じて顧問弁護士等と迅速な対応を図る。

d. 当社及び当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 当社及び当社子会社は、業務分掌及び決裁権限に関する規程等において、各取締役の業務執行の分担を明確にし、適正かつ効率的に職務が行われる体制を構築する。
- ② 各取締役は、管轄する部署が実施すべき具体的な施策の決定及び効率的な業務執行体制の整備を行うとともに、取締役会において目標に対する進捗状況を報告する。
- ③ 取締役会における意思決定にあたっては、十分かつ適切な情報を各取締役に提供する。
- ④ 経営及び業務執行に必要な情報について、ITを活用し迅速かつ的確に各取締役が共有する。

e. 当社及び当社子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 当社は、「子会社管理規程」等の関連規程に基づきグループ各社を管理する。
- ② グループ各社の経営については、各社の自主性を尊重しつつ、業務執行状況、財務状況その他の重要情報について当社への定期的な報告を求めるとともに、重要事項を行うときは事前に当社への協議または報告を求める。
- ③ グループ会社において、法令及び社内規程等に違反またはその懸念がある事象を発見した場合には、直ちに当社の主管部署、リスク・コンプライアンス委員会及び監査役に報告する体制とする。グループ各社のリスク管理体制については、主管部署が総合的に指導及び支援を行うものとする。
- ④ 当社内部監査担当者は、グループ各社に対する内部監査を定期的実施し、業務の適正性を監査する。内部監査担当者はその結果を、適宜、当社監査役及び代表取締役社長に報告するものとする。

f. 当社の監査役が職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

- ① 監査役が職務を補助する使用人について、取締役会は監査役と協議を行い、必要に応じて当該使用人を任命及び配置する。
- ② 監査役が指定する補助すべき期間中は、指名された使用人への指揮権は監査役に移譲されたものとし、取締役の指揮命令は受けない。

g. 当社及び当社子会社の取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

- ① 当社及び当社子会社の取締役及び使用人は、取締役会、経営会議、リスク・コンプライアンス委員会等の重要な会議への監査役の出席を通じて、職務の執行状況や会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事項等について報告する。
- ② 当社及び当社子会社の取締役及び使用人は、取締役会に付議する重要な事項、その他重要な決

- 定事項、重要な会計方針・会計基準及びその変更、内部監査の実施状況等を監査役に報告する。
- ③ 当社及び当社子会社の取締役及び使用人は、当社監査役から業務執行に関する報告を求められたときは、迅速かつ的確に対応する。
  - ④ 報告をした者が、当社の監査役への報告したことを理由として不利な取扱いがなされないことを確保するための体制を整備する。
- h. 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項  
監査役は、職務の執行に必要な費用について請求することができ、当社は当該請求に基づき支払いを行う。
- i. その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ① 監査役は代表取締役社長と定期的に会合を開き、意思の疎通及び意見交換を実施する。
  - ② 会計監査人及び内部監査担当者と意見交換や情報交換を行い、連携を保ちながら必要に応じて調査及び報告を求めることができる体制を構築する。
- j. 反社会的勢力排除に向けた基本方針及び体制
- ① 「反社会的勢力対応規程」に基づき、反社会的勢力・団体・個人とは一切関わりを持たず、不当・不法な要求にも応じないことを基本方針とし、その旨を役員及び従業員全員に周知徹底する。
  - ② 平素より関係行政機関などからの情報収集に努め、事案の発生時には関係行政機関や法律の専門家と緊密に連絡を取り、組織全体として速やかに対処する。

以 上